

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2843号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

伊根の舟屋 (京都府伊根町)



もくじ

随	情	フ	政	活	活
想	報	ォ	策	動	動
		ォ			
		ラ			
		ム			

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席―「地方分権改革」(骨太の方針)について協議―
 設立二十周年記念大会を開催―全国森林環境創設促進連盟―
 総務大臣・地方六団体合会に藤原会長が出席―頑張る地方に息の長い支援を要請―
 社会保障審議会医療保険部会で国保制度のあり方等について議論
 〓 齋藤副会長が構造的な赤字体質の抜本解決と都道府県保険者の実現を訴える―
 島の価値・魅力の再発見と新たな観光地づくりへの胎動―伊豆大島シオパークと観光特派員のとりくみ―
 〓 東京都道府県町村会長の略歴
 新任都道府県町村会長の略歴
 道州制に対する反対決議を採択―道州制に関する研修会を開催―
 〓 九州地区町村会会長会
 学研都市の奥座敷―茶源郷 和束―
 〓 京都府和束町長 堀 忠雄 (16) (15) (14) (10) (7) (6) (5) (2)

コラム

県庁おもてなし課

九州大学大学院法学研究院教授 木佐茂男

タイトルが気になっていた映画「県庁おもてなし課」を見た。架空の県のハナシと思っていたが、映画が始まって驚いた。舞台は高知県。自治体絡みのネタである上に、ここ10年間の中で自分の記憶に深く残る現地なのである。

2003年から4年間、地方分権改革対応の諸用件のため同県の依頼で毎年出かけていた。2003年頃に当時の橋本知事の下で創設された「地域元氣応援団」(職務上は地域支援企画員)の各人が、小さな車に乗って県内を走り回っていた。

本誌のこの欄において「自助・自立のための前提条件」(第2465号・平成16年1月19日)で紹介した四国の仁淀川沿いの山間部のお宅での体験は、まさに「おもてなし」の極致であった。「しし鍋」と「ぼたん鍋」の違い、焼き肉になるシシ肉と鍋にするしかないシシ肉の違いを知ったのもここである。「地域振興」と「おもてなし」の接点現場であった。

今回、2003年当時の地域元氣応援団であった県庁OBと、現在の第3代目になる「おもてなし課」女性課長に取材素材をさせていた。

右に書いた地域の資産を活かそうとする事業は現在産業振興推進部の地域づくり支援課の仕事であり、「おもてなし課」は観光振興部に所属し、しかも今も別に地域観光課がある。有川浩氏の原作小説にも出て

くるように、「おもてなし課」は一種の「遊撃隊」として描かれており、一貫した観光政策の難しさを考えさせられる。実際、映画にも小説にも随所で縦割行政や役所のセンスなき動きが描かれている。しかし、小説と映画(映画のHPを含む)と課長の話から窺えるのは、ロケのセットを県庁の廊下に設けたことなど映画製作への全面協力により、過去の露骨な官僚的体質が少しずつ遺産になりつつあるように思われることである。

映画は、高知県が「ない」ものづくりの県である、という逆手のイメージ戦略。自虐的観光宣伝は最近、他県にも多い。筆者もかねてから似たような地理的条件にある郷里の県の観光政策について同様の発想を持っていた。ただ、高知県は自由民権運動の指導者植木枝盛に象徴される自治の歴史、自治体連合組織が発足した土地の一つであることなどは、今以上に国民に知られてよい。まあ、映画にあれもこれも詰め込むことはできないので、ない物ねだりではあるが。

この小説と映画は、全国各地の観光行政方針にかなりの影響を与えたようである。小説や映画の題材になるほど自治体が輝けば関係者の意識改革にもつながるであろう。この文庫本は、学部生や新入職員向けのセミナーで数回分のネタにはなる地方自治や行政についての問題提起がある。しかし、彼らがどれほど読み取れるかどうか・・・

写真キャプション

「伊根の舟屋」は船の収蔵庫であると共に住居の役割も持つ伝統的建造物。
 「伊根浦」の名で重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。



▲冒頭に挨拶を行う安倍総理大臣（中央）



▲出席した地方六団体代表（左が藤原会長）

「国と地方の協議の場」（平成25年度第1回）が、6月5日、総理大臣官邸で行われ、本会の藤原忠彦会長（長野県町村会長・川上村長）ほか、地方六団体代表が出席した。政府側からは、安倍総理大臣、麻生副総理兼財務大臣、菅官房長官（国と地方の協議の場議長）、新藤総務大臣兼内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、甘利経済財政政策担当大臣らが出席し、「地方分権改革の取組について」及び「骨太の方針の策定等について」の協議を行った。

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席 ―「地方分権改革」「骨太の方針」について協議―

地方六団体

会議の冒頭、安倍総理大臣は挨拶の中で、「地方の元気なくして国の元気はない。国と地方の役割分担を見直し、それを国全体の再生に繋げていくことが重要である。地方に対する規制緩和や権限移譲など地方分権改革を着実にこれからも進めていく。また、安倍内閣の現下の最優先課題は経済の再生である。併せて、

財政の健全化を実現しなければならぬ。経済の再生と国・地方を通じた財政健全化が、お互いの進展に寄与し合うような好循環が生まれるよう取り組んで行かなければならない。本日は、地方の立場から忌憚のないご意見をいただき、実りある協議の場としたい。」と述べた。

地方分権改革の取組について

新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、政府の地方分権改革の取り組みについて、特命担当大臣の下に設置した「地方分権改革有識者会議」に、「雇用対策部会」と「地域交通部会」を設置し、まず、無料職業紹介と、自家用有償旅客運送の権限移譲について成果を出したい。また、国から地方への事務・権限の移譲に関しては、各府省から、今後移譲等の見直しを行うとされた、約80項目を精査したうえで、総理を本部長とした「地方分権改革推進本部」で決定し、各府省に対し指示・命令を出す形で必ず実行したいとの発言があった。

これに対し、藤原会長から、地域の意見や実情をしっかりと把握すること、また、スピード感のある権限移譲をしていたいただきたいと要請した。

活 動

骨太の方針の策定等について

甘利経済財政政策担当大臣から、現在、経済財政諮問会議において、骨太方針の策定の議論をしているが、財政健全化への取組みは、3本の矢が、経済再生に向けて持続的な効果を発揮するためにも極めて重要である。個別の論点として、地方側の行財政制度について、有識者議員から、地方交付税算定上、頑張る地方が報われる仕組みを導入する、あるいは、広域連携や広域での機能分担が進むように自治体が柔軟に連携のあり方を決められる仕組みに係る法整備を検討するといった提案をいただいている。これらを踏まえ、骨太方針の取りまとめを進めていきたい等の発言があった。

医療・介護分野の現段階の議論においては、①国民健康保険の保険者について都道府県単位に集約する方向で検討する、②高齢者医療支援金の総報酬割の導入により生じた財源については、国保の持続可能性を高めるために投入する方向で検討する、③医療提供体制の重点化・効率化については地域医療計画の中でどう具体化していくか検討していくといった方向性が示されており、更に詰めた議論を行い8月のとりまとめにつなげていきたいとの説明があった。

これを受けて山田知事会長から、地方六団体が提出した意見「これからの国・地方を通じての課題について」(別掲)に基づき、説明と要請を行った。

その後、意見交換となり、藤原会長からは、今回、「骨太の方針」に、

『国土強靱化』や第1次産業を底上げする『攻めの農林水産業』が取り上げられたことを大変心強く思っている。今後、地域の特性に応じた政策が示され、成果があがることを期待するが、もともと産業基盤の脆弱な町村部では、地域資源を活用した事業が軌道に乗るまでの間は、行政として支援していくことが欠かせない。このため、財政的な裏付けとなる地方交付税については、地域経済を下支えしている「特別枠」を、当面維持し、必要な総額が安定的に確保されるよう、配慮を願いたいと要請した。

また、国民健康保険に関して、社会保障制度改革国民会議において、都道府県が運営し、全面総報酬で浮いた財源は国保に投入するという方向で議論がなされていることを評価した上で、国保の構造的な問題を

抜本的に解決することが必要であり、「骨太の方針」等にこの点をしっかりと明記してほしいと要請した。

意見交換のまとめとして、新藤総務大臣から、皆さんの意見をしっかりと受け止め、今後策定する骨太の方針にできるだけ反映されるよう努力したい。現下の最大の使命は、日本を再生するということ。国と地方を対立概念としてとらえるのではなく、互いの立場を尊重し、共に一致団結してこの問題の解決に向かっていくという姿勢で取り組んでいきたい。今後ともご協力をお願いしたいとの発言があった。

最後に、菅官房長官から、今後とも、皆さんと連携をとりながら骨太の方針、地方分権改革を進めていきたいとの発言があった。

これからの国・地方を通じての課題について
—地方六団体—

○地域経済・雇用対策等について

【地域経済・雇用】

大胆な金融緩和、機動的な財政

政策、民間需要を生み出す成長戦略の3本の矢によるいわゆるアベノミクスにより、景気回復に向け

た明るい兆しが生まれている。

しかし、こうした効果は一部の分野にとどまっており、田安の進行に伴う原材料費、エネルギーコストの高騰等により、地域の中小企業や農林水産業にとっては厳しい状況も生じている。

このアベノミクスによる経済波

及効果を地域全体に及ぼし、またタイムラグを埋めるためには、地域における内需振興、投資拡大、消費拡大についての施策が重要となる。そして、それは、地域毎の状況が異なるだけに、地域の実情に応じて地方が裁量できる施策とする必要がある。

活動

特に、地域経済再生の核となるのは、まさにその地域で活動する「人」であることを踏まえ、雇用創出、人材育成強化のため「人づくり」を中心とした基金創設といった地域雇用対策を進めるべきである。

なお、国の補助金のうち地方自治体を介さないものが出てきているが、地域の実情に精通した地方が必要に応じて関与できる仕組みとすべきである。

【国土強靱化】

「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」が国会に提出されるなど、災害に強い国土づくりが、新たな国土づくりの取組みとして進められていることを歓迎している。

南海トラフ巨大地震などに対する備えとしても新たな国土軸等が必要であり、また地域間の格差是正を実現するためにも、国土構造を改造する必要がある。全ての地域が希望をもって再生に取り組みやすい社会インフラ整備を求めたい。

【攻めの農林水産業】

安倍内閣の取り組み「攻めの農

林水産業」は第一次産業の底上げを図ろうとするもので評価したい。

政策の具体化に際しては、成果が着実に上がるよう留意するとともに、輸出や農地の集積等が困難な地域にも十分配慮すべきである。

【地方税財政】

国と地方が連携・協力してこそ日本の再生は実現できるのであり、地方が責任を持って地域経済を支えるためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。平成26年度においては、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保することにより、地域経済対策を十分講じられるようにすべきである。

特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する恐れがある中、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額確保を強く求める。また、累増する臨時財政対策債については、そのあ

り方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行う必要がある。

また、地方税等に関しては、以下の諸点に留意が必要である。

○引き続き、経済状況の好転を図り、平成26年4月における消費税及び地方消費税の確実な引上げの実現を図るべき。

○地方法人課税は、地方公共団体からの行政サービスに対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものであり、堅持すべき。

○地方法人課税のあり方の見直しや地方消費税を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早急に実現すべき。

○自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべき。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税は廃止すべきではない。

また、自動車重量税の見直しに当

たっては、市町村においても、道路の維持管理・更新等に多額の財源が必要となることから、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すべき。

○償却資産に係る固定資産税は、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものであるとともに、市町村の重要な財源であることを踏まえ、現行制度を堅持すべき。

○ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すべき。

○地球温暖化対策のための税は、その用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すべき。

○地方分権改革について

政府は、安倍総理を本部長とする地方分権改革推進本部を設置し分権改革に内閣を挙げて取り組む姿勢を明確にしており、地方としても強く期待している。

地方分権を進めるに当たって

活 動

は、地域の実情に応じて柔軟に、自らにふさわしい自治の姿を選択できる、自立した地方自治システムを構築するとの視点が欠かせない。

こうした視点を踏まえ、地域自らが自主的、自立的に地域の活力の創造を行うことができるよう、地方への事務権限の移譲、「従うべき基準」の参酌基準化を含めた義務付け・枠付けの更なる見直しなどの取組みを進めるべきである。

○社会保障制度改革

国において、地方が担う医療、介護、少子化対策等の基礎となる各社会保障システムの基盤充実を図ることが必要である。さらに、各社会保障システムの制度設計に当たっては、全国一律の制度とするのではなく、地域の実情に応じて選択できる自由度の確保も重要である。

国民健康保険については、財政基盤の強化策として社会保障・税一体改革時に2、2000億円の公費を投入することとされており、まずはこれを確実に実施することが必要であるが、国保の構造的な問題を解決するためには不十分である。

現在、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することに伴い不要となる2、300億円の国費を国保に優先的に投入するという議論がなされているが、当面の国保の赤字解消を図るため、国の責任において早急に実施するべきである。

今後とも増高が見込まれる保険給付費に対して、医療費適正化の推進、安定した財源確保など国保財政安定化のための措置をさらに講ずるとともに、国保の抱える課題が早期に解決されるよう地方との十分な協議を求めたい。

また、国民会議では、国保の保険者を都道府県とすべきとの議論がなされているが、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することとした上で、国保の保険者のあり方について議論すべきである。

◎休刊のお知らせ◎

6月17日付の町村週報は、休刊とさせていただきます。第2844号は6月24日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

設立二十周年記念大会を開催

―全国森林環境税創設促進連盟―

全国森林環境税創設促進連盟(会長・辻 一幸 山梨県早川町長)は、5月28日、全国町村会館で「設立二十周年記念大会」を開催した。

この度の大会は、平成4年11月の設立から20年を経過した同連盟が、例年5月に開催する総会を、「設立二十周年記念大会」として開催したものである。

大会では、「石油石炭税の税率の特例措置」が24年10月に導入されたことと関連し、与党の「平成25年度税制改正大綱」で、「森林吸収源対策及び地



方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的に検討する」とされたことを受け、全国森林環境税の創設に向けた「決議」を採択した。また、大会には、会員市町村長約200名が参加した他、衆参併せて13名の国会議員が臨席した。

大会では、はじめに、来賓として自由民主党の石破 茂幹事務長、大島理森 前副総裁、同連盟の顧問に就任した、保利耕輔衆議院議員、中谷 元衆議院議員、宮腰光寛 衆議院議員が挨拶。これに続き、会長が挨拶した後、決議内容(①二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築、②「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築)の実現に向けて、地元選出の国会議員等に対し、強力な働きかけを行うよう、出席の市町村長に呼びかけると、会場は熱気に包まれた。

大会終了後、連盟の正副会長が、関係国会議員、省庁等に対し、要請活動を実施したほか、大会に出席した市町村長が、それぞれ地元選出の国会議員に対し、要請活動を行った。



▲新藤総務大臣（前列右から3人目）はじめ総務省幹部が出席



▲本会からは藤原会長が出席

総務大臣・地方六団体会合に藤原会長が出席 ―頑張る地方に息の長い支援を要請―

地方六団体

総務大臣・地方六団体会合が6月4日に総務省において開催され、総務省からは新藤総務大臣をはじめ坂本副大臣、柴山副大臣、北村政務官、橘政務官、片山政務官らが、本会からは藤原会長（長野県野島町村会長・川上村長）が出席、骨太方針等について意見交換を行った。

冒頭、新藤総務大臣から、来年度の地方財政改革の方針について、地方財政を健全化し、自立を促進するというミッションの遂行のため、歳入を充実し、歳出を抑制すること、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること、自前の財源を充実し、不交付団体の数を現状の3倍にすること、この3つのビジョンで取り組んでいきたいとの挨拶があった。

その後、意見交換で藤原会長は、「日本全体の元気を取り戻す」ためには、国と地方がしっかりと連携し、全国各地で、様々な町おこしや、地域資源を活かした新しい産業を創るなど、経済の活性化に取り組みむ必要がある。しかし、産業基盤の弱い町村においては、事業が軌道に乗るまでには、どうしても一定の期間が必要であり、この間行政として支援を継続して行っていくことが欠かせない。このため、町村にとって財政的な裏付けとなる地方交付税については、当面、特別枠を維持するなど、必要な総額を確保するとともに、頑張る地方に息の長い支援をお願いしたいと要請した。

これを受けて新藤総務大臣からは、地域の元氣創造プランについて、それぞれの地域や事業規模によって、アプローチの仕方が違うので、柔軟に対応できる制度にすることも、立ち上げ時に行政が支援しても、その後はそれぞれの地域で自主的・独立的に運営していけるような経済のサイクルを作っていきたい。また、基本的に交付税を維持して、地方の一般財源を確保する。それから法定率を上げていくといった基礎的なことを当然行った上で、全国の自治体が行財政の運営をきちんと出来るよう、これまで以上に努力していきたいとの発言があった。

政 策

政策解説

社会保障審議会医療保険部会で 国保制度のあり方等について議論

齋藤副会長が構造的な赤字体質の抜本解決と 都道府県保険者の実現を訴える

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会は5月10日、16日、27日に会合を開き、社会保障制度改革国民会議において医療・介護分野に関する議論が一巡したことを受け、国民会議で出されている意見について専門部会の立場から検討を行い、「主な論点」をとりまとめた。

本会から委員として参画している齋藤正寧副会長（秋田県町村会長・井川町長）は全国町村長大会の決議等を踏まえ国保の構造的な赤字体質の抜本的解決と保険者を都道府県とすることを強く訴えた。

医療保険部会で議論開始
国保財政基盤の強化と都道府県
保険者が焦点

社会保障制度改革国民会議は本年8月21日が設置期限と法律で定められており、現在、医療・介護・少子化対策・年金について議論を行っているが（詳細2841号参照）、医療・介護分野に関する議論が一巡したことから、国民会議において出された意見について、社会保障審議会医療保険部会において考え方を整理することとなり、5月に3回会合を開き、集中的な審議を行った。

10日に開催された第1回会合では、後期高齢者支援金の被用者保険間の按分方法に総報酬割を全面的に導入すること、国保の保険者のあり方、国保の財政基盤の強化が議題と

なった。

国民会議の清家会長（慶應義塾長）の整理によると、後期高齢者支援金の被用者保険間の按分方法は現在、被保険者数割が3分の2、総報酬割が3分の1となっているが、保険料負担を所得に応じた公平なものとするため全面的に総報酬割を導入することについてはほぼ委員間で意見の一致を見ている。

また、総報酬割の全面導入に伴い協会けんぽへ投入している国費約2、300億円が不要となるが、これについては国保に投入する方向で検討していくとされている。

総報酬割導入に関してこの日の会合では、被用者保険を代表する委員から、「公費の肩代わりとしての全面総報酬割導入であれば容認できない。」「浮いた公費を国保に投入す

る案が出ているが、理不尽であり、理念もない。認めるわけにはいかない。」「（健保連）、「総報酬割導入をぜひ実現し、浮いた公費は協会けんぽの財政基盤強化に活用すべき。」「（協会けんぽ）などとする意見が出されたが、本会の齋藤副会長（代理出席全国町村会行政部長）は、「全面総報酬割導入で浮いた公費を国保に投入すべきという意見が国民会議で出されていることは大変心強く、国保の構造問題解決のための一つの有力な解決策。国保あつての国民皆保険制度であり、医療保険制度全体を守ることを最優先課題として、まず国保に公費を投入するということであれば、今回の改革にふさわしく、国民の理解も得られるのではないか。」と意見を述べた。

続いて、国保の保険者のあり方について、①平成22年度の国保法の改正により都道府県が広域化等支援方針を策定できることとされ、昨年の法改正では平成27年度から共同事業を拡大することとされた。これらはいずれも都道府県を保険者とするための環境整備であり、過渡的なものと理解している。②小規模保険者の持続可能性や保険料格差を考えると都道府県単位化は待ったなしの課題であり、地域医療提供体制整備の責

策 政

任主体と、国民健康保険の保険者を都道府県に一本化し、地域医療の提供水準と保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することが可能な体制を構築すべき、③国保の構造問題を解決することなく、単に都道府県が保険者となるだけでは巨大な赤字団体を作り出すだけであると都道府県が懸念するのはもつともであり、そのため地方3団体は2月の国民会議のヒアリングにおいて、「構造問題を抜本解決した上で、保険者のあり方について検討すべき」と共同して意見表明したことを改めて強調しておきたい、と意見を述べた。

一方、福田栃木県知事（全国知事会社会保障常任委員会委員長）は、

①国民会議では大前提である構造的な問題の抜本的解決について十分な議論を尽くす前に保険者のあり方の議論に終始しているように見受けられるが、保険者を都道府県とするだけでは問題を先送りするだけで、持続可能な制度の構築にはほど遠いものである、②国保の構造的な問題の解決と保険者のあり方、医療提供体制に係る都道府県の権限拡大という3つの課題については慎重な検討が必要であると考えており、十分な議論のないままセットで議論されている、③都道府県単位化をすれば、将

来的にも収支改善につながるというのならば、今後の医療費の増高も考慮した緻密なシミュレーションを行って、数値、データをきちんと示した上で地方と十分協議をすべきであり、必要となる費用については安定財源を確保すること等検討すべき課題がある、④保険者のあり方については、都道府県だけではなく市町村広域連合、さらには広域連合に都道府県が加わるなどさまざまな形態が考えられ、それぞれのパターンについてメリット、デメリットを示し検討していく必要がある、と国民会議の議論を批判した上で、都道府県が保険者となることについては慎重な考え方を示した。

都道府県への移管で保険料が大幅上昇とのマスコミ説明に異議

16日に開催された第2回会合には齋藤副会長が出席し、まず、前回会合の翌日に都道府県が保険者となれば保険料が最大で3万9千円上昇するとの新聞報道が相次いだことを質した。

報道は、国保の運営を市町村から都道府県に移管した場合、一人あたりの保険料が最大で年3万9千円上

昇するとの試算を厚生労働省が医療保険部会に示し、離島や山間部を中心に保険料が上昇するため、厚生労働省は国保運営を都道府県に移管するという国民会議の議論に反対しているというもの。

齋藤副会長は、各都道府県において保険料が最高・最低となっている団体には特殊な事情を持つ場合が多く、そうした例外的な団体を除外して試算すると概ね一定の範囲に収まることが多いが、都道府県ごとの保険料調定額の最高・最低・平均を比較した単純な参考資料を基にしてマスコミにどのような説明を行ったのか厚生労働省に質した。

併せて、平成27年度から実施される保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大に向けて、拠出金が交付額を1%以上超過した場合、都道府県が都道府県金調整交付金を使って超過分を穴埋めできるよう配分ガイドラインが昨年改正される等、運営を都道府県単位化する場合の保険料の変動緩和策としては様々な調整方法が考えられることを念頭に、保険料格差については丁寧な分析が必要であり、都道府県が保険者となると単純に都道府県内の平均まで保険料が引き上げられる（引き下げられる）といった誤解を招くような説明を行

うと大きな方向性を誤ることにすると指摘した。

構造的な問題の解決と都道府県保険者の実現を主張

その上で齋藤副会長は、前回会合で主に有識者委員から、都道府県が保険者となることは唐突な話であり、まずは現在進められている広域化を着実に推進し、その効果等を分析すべきという意見が出されたことに対して、①従来医療保険部会で関係者の利害関係に阻まれ議論が進まなかったことと比べると、国民会議の議論は非常に新鮮であり、保険者は都道府県でやるべきだという方向性を打ち出した点は高く評価している。制度運営上の細かい点は都道府県を保険者とするという大きな方針に道筋をつけた後、関係者間で詰めていけばよい、②国保の財政運営を都道府県が担うことは高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめからの既定路線であり、こうした流れを進めていくことは不可欠、と主張した。

さらに、前回会合で保険者が都道府県となった場合、保険料徴収率の低下や保健事業の後退が懸念されるとの意見が複数の委員から出された

政 策

ことに關して、そうした心配は全くないと述べた上で、都道府県と市町村の事務の分担については、改革会議等で既に議論されており、そうした議論の蓄積を前提に検討を進めるべきと主張した。

国民会議への報告書は両論併記

27日に開催された第3回の会合では、これまでの議論を踏まえ、国民会議への報告書となる「社会保障審議会医療保険部会における主な議論について」のとりまとめの議論を行った。

厚生労働省が示した案は、①基本的考え方、②健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見、③医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等、④医療保険における療養の範囲の適正化等、⑤医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る国民の負担に關わる公平の確保、⑥高齢者医療制度の在り方、等の柱立てとなっており、全面総報酬割導入の是非、浮いた公費の使途、国保保険者のあり方等主張の分かれた論点については各委員の意見を羅列したものととなった。

国民会議にフィードバックしていくかについて委員から質問が出されたが、厚生労働省は国民会議の事務局と調整すると述べるにとどめた。国民会議の委員でもある遠藤部会長(学習院大学経済学部教授)が国民会議で報告すると想定されるが、肝心な部分で両論併記となっているため、国保への公費投入と都道府県保険者について一定の主張を行うことは困難と思われる。

予断を許さない
国民会議のとりまとめ

国民会議は現在、少子化対策、年金に關して集中的な議論を行っており、その後、社会保障審議会の各部会から意見の提出を受け、とりまとめに向けた議論を行う。

6月5日に開催された「国と地方の協議の場」においては「骨太の方針」が議題となり、地方6団体は提出した資料で「社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することに伴い不要となる2、300億円の国費を国保に優先的に投入するという議論がなされているが、当面の国保の赤字解消を図るため、国の責任において早急に実施するべきである。」「国民会議では、国保の保険者を都道府県とすべきとの議論がなされているが、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することとした上で、国保の保険者のあり方について議論すべきである。」との共通見解を示した。

今後、国民会議は設置期限である8月21日に向けてとりまとめの作業に入るが、全面総報酬割導入に伴い浮いた公費を国保に投入することに關しては、被用者保険の強い抵抗が予想され、都道府県保険者の実現には当事者である全国知事会との調整が不可欠となる。とりまとめに向けての調整はなお紆余曲折が予想され、予断を許さない状況が続くと見込まれる。

(全国町村会行政部)

新刊紹介

アベノミクスと日本の論点

成長戦略から成熟戦略へ

農文協編

農文協ブックレット 800円＋税

「アベノミクス」という言葉を目にした日はない。高揚感を抱かせる呪文のごとく広く浸透し、いまや海外メディアも多用するに至っている。アベノミクスで日本の地域や社会はどうなるのか。本書はこの問いについて、「アベノミクスを批判的に分析・考察し、日本と地域社会が、その歴史やアイデンティティを踏まえて再生・発展する途とは如何なるものであるかを問い、提案する」としている。

ジャーナリストの松本克夫は、「お金の世界」から切り離れた「いのちの世界」を通して見れば、町村は「真ん中より前を走れる」と説く。アベノミクスを裏側から照射し経済、財政、社会資本、「コミュニティ」、農村問題等の専門家13人が、アベノミクスと地域との関係について様々な切り口から論点を浮かび上がらせている。低迷状態からの脱却に寄せる期待は大きい。それに見合う果実は果たしてもたらされるのか、疑問や不安を覚える方には是非とも目を通して頂きたい。



現地レポート
地域資源を
活かした
活性化策

島の価値・魅力の再発見と 新たな観光地づくりへの胎動

伊豆大島ジオパークと観光特派員のとりくみ



東京から一番近くて大きな島

伊豆・小笠原諸島（9町村・11有人島）に属する大島町は、古くから伊豆大島の名で知られてきました。

1986（昭和61）年の噴火・全島民避難、火山島故に幾多の自然の営みを繰り返しながら、一方でかけがえない豊かな環境を育んできました。かつて縄文人が島を拓いて以

来、先人達は知恵と勇気をもって困難を乗り越え、悠久の歴史を刻んできたのです。

首都圏から伊豆半島に一番近い火山島であり、高速ジェット船は東京（竹芝）間を1時間45分、熱海間をたった45分で結ぶなど、本土との交通は他島に比べて大変恵まれています。

その名の通り伊豆諸島で一番大きな島でもあり、周囲約52km、島を一周する道路（都道）は約45km、ちょうどフルマラソン並みです。面積は約91km²、山手線内の1・5倍程の広さです。島のほぼ真ん中に約10kmのカルデラがあり、その中に標高758mの中央火口丘「三原山」がそびえています。東側の一部に断崖地形が続きますが、それ以外の沿岸や平地に集落が点在しています。

1955（昭和30）年に、旧六ヶ村が合併し大島町が誕生、2015



東京都 **おおしままち** 大島町

△伊豆大島（航空写真）

フォーラム

(平成27)年には町制施行60周年を迎えようとしています。

観光の衰退・過疎化からプラス一へ

戦前・戦後を通じ観光地として知られるようになった大島町は、高度成長と離島ブームに乗り、1973(昭和48)年にそのピークを迎えま

した。この年の来島者数(来島者とは海空路の交通機関利用者、離島故に正



▽つつじ満開の三原山

確な数であるが島民も含まれている。実際の観光やビジネス等の客数は約7割と推測されている。)は83万人台でしたが、その後はバブル期の一定の増加を除き減少を続け、3・11東日本大震災のあった2011(平成23)年には、1950年代以来初めて20万人を切りました。人口も減り続け、1952(昭和27)年には約13,000人を数えていましたが来島者数と同様、一時期上昇傾向にあったものの今は8,433人(平成25年1月1日現在)と、8,000人を切るのも時間の問題となり、2010(平成22)年には過疎地域に指定されるに至りました。

こうしたもとで大島町は、町政を貫く基本姿勢として「三つのとりくみ」を示し、町民に協力をよびかけました。①プラス・ワン②見える化③協働のとりくみです。

その趣旨は現実を直視した上で、まずあらゆる減少に歯止めをかけ、一人一歩と着実に成果を生む。その成果はもとより町政のあらゆる分野に見える化し、共有する。その為にお互いに汗をかき、その協働の中で夢やビジョンを語り合ひましょう、というものです。

先に来島者数が20万人を下回ると

いう厳しい現実を示しましたが、昨年は約1割アップで20万人台をすくりに回復することができました。3つのとりくみ」の成果と単純に結びつけることはできませんが、町民をはじめ関係者が共に汗をかいた結果と捉えることができます。確かにプラス・ワンの成果が見え始めてきたのです。

島の価値・魅力の再発見
—伊豆大島ジオパークのとりくみ

2009(平成21)年、大島町で



△ジオパークPRポスター

開かれた「火山防災講演会」で講師が何気なく語った「ジオパーク」という言葉から、そのとりくみは始まりました。ジオパーク」という響きに長期的な低迷が続く観光再生の起爆剤となるのではとの期待感もあり、その年の12月には日本ジオパークへの認定申請を決定。こうして官民一体となった地域活性・観光復興プロジェクト「伊豆大島ジオパーク構想準備委員会」が動き出しました。そして2010(平成22)年9月、伊豆大島ジオパークは関東地方初の日本認定を受け「準備委員会」は「推進委員会」となりました。その後の主なとりくみを紹介します。

フォーラム

△ジオガイド講習▽

家族、友人知人に語れば立派なジオパークガイドというコンセプトで募集。13回の講座に延べ490名が参加。

△教育▽

島内小中学校6校の校外学習、高校への出前講座など、次代を担う世代にジオパークを知ってもらうためガイドを派遣。

△防災▽

いざという時は防災の担い手というコンセプトで気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所の合同火山調査観測にガイドが同行。

△三原山・山頂ジオパーク展▽

10数名のガイド有志が山頂に設置した会場で解説やバーチャルジオツアーを実施。訪問者は累計3、500名を超える。

△観光・環境まちづくりとジオパークフォーラム▽

東京都の補助事業を活用し、専門家の協力を得て開催。

第1部「ジオパークを楽しむ」「火山島伊豆大島 そのなりたち」、第2部「伊豆大島はTOKYOのジオパーク」「伊豆大島 自然の恵みと低炭素社会」

これらのとりくみを通じて有料ツアーを実施するガイドも多く生まれ

ました。利用者は累計で1、000名を超え、その満足度も高いものとなっています。

また講習修了者の中から継続的なジオパーク学習を目的とした「伊豆大島ジオパーク研究会」が自主的に発足。今後の活動が期待されます。

島と人、人と人とを結ぶ
—伊豆大島観光特派員のとりくみ—

2006（平成18）年から2カ年にわたり、「大島観光産業活性化戦略」という事業が実施されました。東京都・東京諸島観光情報推進協議



▷ガイド有志による山頂ジオパーク展

◁伊豆大島観光特派員募集ポスター



▷ガイド養成講座フィールド講習（地層大切断画）

会から委託を受けた活性化戦略プロデューサーが、情報の提供と計画づくりのお手伝いをするというものです。もちろんその主役は大島町であり何よりも町民でなければなりません。したがってプロデューサーの提案に出来る形で観光協会を中心に大島観光振興実行委員会が組織され、7つの部会にかつてない人員が結集しました。これを機に、旧6ヶ村で最も小さな集落「泉津」に住む元気な女性たちが集う「笑う会」を中心に既に地域イベントとして定着した「桜かままつり」が生まれるなど、一定の成果がありました。

フォーラム

しかし今やほとんどの部会が活動を止めている状況であり、早急に委員会そのものの見直しをしなければなりません。しかもそれはプロデューサーというよりも島側の責任として捉え、分析することが大切です。

一方、現在も活動している部会もあります。当初、旧6ヶ村の魅力を再発見し地区毎の活性化策を検討しようと始まった「地区別懇談会」のメンバーたちです。その趣旨には賛同しつつも「今必要なことは一人でも多くの観光客に島に来てもらうこと」と熱く語る部会長につられ議論を重ね、伊豆大島観光特派員制度の発案に辿り着き、2011(平成23)年から事業が始まりました。

大島町には御多分にもれず「観光大使」(大島町では「御神火大使」と呼ぶ)があり、貴重な協力をいただいています。観光特派員のコンセプトは観光客の誘致・増客をめざし、島外にいる出身者、関係者(過去に島で働いていたことのある方)、伊豆大島を慕うリピーターの方々、観光特派員として登録してもらい、島内外みんなの協力で幅広く人脈を広げ、その輪を国内外に広げていくというものです。もちろん各種割引もありますが、観光特派員から紹

新たな観光地づくりへ

介されたお客様を島側がいかにおもてなしているか、ということが重要です。途中から部会名を「観光客誘致部会」と変えたこともあり、町の予算付けも少ない中で手づくりのしおりや資料の発送を続け、今や登録者は5、229名(平成25年5月20日現在)に達しています。

伊豆大島ジオパークと観光特派員のとりにくみに共通しているものは何か。それは

- ①島の価値、魅力を町民自ら再発見し発信する
- ②そのために自ら体験し学び、そして汗をかくリーダーを育てる
- ③最終的には関係者や観光業者に止まらず、子供からお年寄りまで誰もがどこでも自らの言葉でジオパークを語りお客様をもてなすにとりにくみであることです。

この間、伊豆大島ジオパークに関わる公式HPの開設、PR用DVD、スマートフォン専用アプリ、GIS(観光地理情報システム)を活用したデータ

ミュージアムなどの新たなとりにくみも始まっています。これまでにない情報発信力となることは確かで頼もしい限りです。特に防災という視点では(島にいる以上)「観光客の皆さんも町民です」との立場からの対策が求められており、そのためにもこれらの情報発信力の活用は欠かせないものです。

そして5、000名を超える観光特派員の存在は、その実証のとりにくみに大きな力となることも確かです。やはり最後は「人」だと改めて感じているところです。

大島町の新たな観光地づくりへの胎動を本物にするために引き続き力をつくすものです。

大島町長 川島理史



観光特派員考案により、大島にて「落語の夜」を開催

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)
(回線がつかまりましたら 留守番を押してください。)

その人を信じて、その人に託す。

Meet The Trust Bank

三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

<http://www.smtb.jp> 三井住友信託銀行 検索

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

岩手県町村会は平成25年5月17日の臨時総会で次の通り会長を選出した。(5月23日就任)

岩手県町村会長
岩手郡岩手町長

民部田 幾夫
昭和28年8月14日生



【住所】岩手県岩手郡岩手町大字五日市第2地割24番地35

【町村長としての当選回数】4回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和51年 衆議院議員秘書▽平成8年 会社役員▽10年 岩手町長

【町村会関係の経歴】▽平成17年 岩手県町村会副会長

【主な業績】▽全国トップクラスの受診率を誇る健康福祉のまちづくり▽4つの駅(新幹線の駅、道の駅、川の駅、街の駅)構想実現による交流人口の拡大▽石神の丘美術館からの情報発信による芸術・文化のまちづくり▽特産キャベツ「いわて春みどり」など県内一の生産を誇る野菜総合産地の形成▽環境保全型農業による産業の振興▽町技ホッケーを核とした生涯スポーツのまちづくり▽ご当地グルメいわてまち焼きつごんによる町おこし

【趣味】読書、スポーツ
【家族】妻、父、母

埼玉県町村会は平成25年5月23日の定期総会で次の通り会長を選出した。(5月27日就任)

埼玉県町村会長
比企郡滑川町長

吉田 昇
昭和13年11月9日生



【住所】比企郡滑川町大字福田2736

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】▽平成8年 滑川町総務課長▽14年 滑川町長

【町村会関係の経歴】▽平成20年 県町村会理事▽23年 比企郡町村会会長▽24年 県町村会副会長▽25年 県町村会会長

【主な業績】

▽谷津の里オープン▽交通死亡事故ゼロ1,000日運動達成▽滑川中学校新校舎完成▽伊古の里オープン▽滑川町情報発信館オープン▽PFI事業による月の輪小学校開校▽全教育施設耐震補強・大規模改修工事完了▽保育園・幼稚園から中学校までの給食費無償化▽子ども医療費支給年齢を高校修了時まで拡大▽滑川町健康づくり行動宣言策定

【趣味】読書(歴史小説)
【家族】妻、母、子(3人・独立)

山梨県町村会は平成25年5月10日の町村長会議で次の通り会長を選出した。(6月1日就任)

山梨県町村会長
南都留郡富士河口湖町長

渡邊 凱保
昭和15年7月17日生



【住所】山梨県南都留郡富士河口湖町小立2428番地

【町村長としての当選回数】2回

【町村長に就任するまでの経歴】▽平成13年 民生児童委員▽17年 富士河口湖町議会議員

【主な業績】

▽船津地区公民館交流ホール建設▽河内湖南中学校建設▽富士ヶ嶺高原診療所の開設▽景観計画策定▽総合計画策定▽健康科学大学との連携事業▽自治基本条例の制定▽手話通訳導入▽ウルトラトレイル・マウント富士実施▽富士山マラソン実施▽小学生富士登山事業▽クニマス保護対策事業▽富士山世界遺産推進事業

【趣味】書画
【家族】妻・長男

和歌山県町村会は平成25年5月17日の定期総会で次の通り会長を選出した。(5月17日就任)

和歌山県町村会長
西牟婁郡上富田町長

小出 隆道
昭和21年1月25日生



【住所】和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2567

【町村長としての当選回数】4回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和40年 上富田町職員▽平成10年 上富田町長

【町村会関係の経歴】▽平成17年 西牟婁郡町村会会長▽21年 和歌山県町村会副会長

【主な業績】

▽上富田中学校とオーストラリアタミンミンハイスクールと友好校協定▽上富田スポーツセンター屋内イベント広場及びラグビー・サッカー場完成▽プロ野球ウエスタンリーグ公式戦開催▽朝来小学校校舎・屋内体育館の建て替え▽3保育所統合による「はるかぜ保育所」完成▽児童表彰条例(子ほめ条例)の制定

【趣味】読書・ドライブ
【家族】妻・子3人・孫6人

情 報



▲講演後に行われた意見交換会



▲挨拶する九州地区町村会長の荒木泰臣会長

道州制に対する反対決議を採択
—道州制に関する研修会を開催—

九州地区町村会会長

九州地区町村会会長は5月31日、熊本市で道州制に関する研修会を開催し、九州・沖縄8県の全156町村のうち代理も含めて121の町村長が出席した。荒木泰臣 同会会長(熊本県町村会会長・嘉島町長)の主催者挨拶の後、来賓として出席した村田信一 熊本県副知事、藤原忠彦

九州地区町村会会長(長野県川上村長)が各々挨拶を述べた。

はじめに、大森彌 東京大学名誉教授が「道州制の何が問題か」と題して講演を行い、道州制導入が町村の消滅につながる多大な影響をもたらすと同時に、日本という国民国家の将来に関わる内容を含んでいるこ

とを説明した。

講演後の意見交換においては、道州制導入が地域住民や地方財政に及ぼす影響に対する不安や道州制への反対意見が町村長から続出した。

それらの意見を受けて、熊本県芦北町の竹崎一成 町長から「道州制に対する不安や疑義をまとめ、九州から全国に発信すべきではないか」との提案があり、研修会を急遽大会に切り替え、九州地区の町村長一同と九州地区町村会会長として「道州制」に関する決議(別掲)を採択した。

以上決議する。

「道州制」に関する決議

全国町村会では、平成20年の全国町村長大会特別決議以来、一貫して道州制の導入には反対してきた。

しかるに、昨年誕生した安倍政権は今国会に「道州制推進基本法案」を提出しようとしており、道州制の必要性も内容もうやむやのまま、その大枠を確立しようとしている。

こうした政府の性急な動きに対し、昨年の全国町村長大会で採択された「道州制」反対の特別決議は一石を投じ、今、大きな波紋として広がりつつある。

地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることになれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの市町村、農山漁村の自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながる。

「道州制」は、国の在り方を変える大きな問題であるにもかかわらず、平成の大合併の検証や国民的論議のないまま、また、住民に最も身近な町村の行政を預かるものとして、「道州制」の実体も見えないまま「道州制」が導入されかねないと強く懸念する。

よって、我々、九州地区町村長は、「道州制」の導入に反対していく。

以上決議する。

平成25年 5月31日

- | | | | |
|-----------|-----------|-----|------|
| 九州地区町村長一同 | 九州地区町村会会長 | 熊本市 | 荒木泰臣 |
| 九州地区町村会会長 | 副会長 | 長崎県 | 一瀬政太 |
| 福岡県 | 南里辰巳 | 佐賀県 | 武村弘正 |
| 大分県 | 坂本和昭 | 宮崎県 | 椎葉晃充 |
| 鹿児島県 | 平正盛 | 沖縄県 | 安間俊安 |

随 想

学研都市の奥座敷
「茶源郷 和束」

京都府和束町長 堀 忠 雄



和束町は京都府南端に位置し、人口は現在わずか4500人余りの小さな農山村ですが、古く平安時代には奈良の興福寺の荘園となり、和豆香艸乃莊や和束莊などと呼ばれていました。その後は江戸時代になって皇室直轄の禁裏御料地となり、特にお茶についてはその栽培の歴史は古く鎌倉時代に遡り、(平安時代から始まったとする説もあります。)現在では宇治茶の主産地として広く世界にも発信しています。

しかし近年、町の人口は減少の一途を辿り、本町の町づくりもその環境は年々厳しく、特に農業における後継者問題はより深刻化しており、これからも宇治茶の主産地として持続可能な農山村社会の構築を考えたとき、この問題は非常に大きな課題にもなっています。

今月もまた和束町の人口は減少し

ました。1年前から、いや10年前から続いています。

私たち日本人は本来「農耕民族」ではなかったのでしょうか。また「結い」の文化を大切にし、お互いが助け合いの精神により生活をしてきたのではなかったのでしょうか。今、改めて私は社会に聞いてみたいと思います。今日の社会は大陸の強い影響を受け社会に対する価値観が多岐にわたり、また大きく変化する中で、合理的や打算的な考え、経済や利便性が優先され、自己中心の社会になってはいないだろうか。そのことが更に、若者の農業離れや農村離れになっているとすれば、日本の将来にとって大変深刻な問題であり、私は一抹の不安さえ感じます。「アベノミクス」の三本の矢の一つである国の成長戦略の農業施策に期待をしたいと思えます。

和束町ではこれまで、宇治茶の主

産地としての生業景観の茶畑や、豊かな自然に恵まれた農村空間を活かし、元気で、生きがいの持てる活力と交流の郷「茶源郷 和束」の実現を目指して、広く住民の皆様の参加を頂き、また企業や大学とも連携しながらまちづくりを進めてきたところであります。

このように、これら農村空間は農林業だけでなく、まさに日本人の魂を育む場として生活や教育・福祉をはじめ、いわゆる温泉ではなく緑泉として療養や健康づくりの場など多面的な機能を有しています。私たち65歳からの時代をどう生きるかを考えたとき、農村空間の機能を如何に高め、充実させていくかなど、これからの人間社会との関わりについて、より広く、深く追求していくことが非常に重要なことだと考えます。私はかねてから、人間生活を豊かにするための研究はもちろん大切なことですが、人間が人間らしく生きるための研究も更に重要なこととして、機会ある毎に「文化学術研究都市」構想の検討と併せて「文化学術研究農村」構想の必要性についても強く訴えてきたところでもあります。

今、正に本町が位置する相楽地区

の西部地域において民間活力導入を旗印に「関西文化学術研究都市」が進められており、是非この機会にこれら成果を周辺農山村地域にも反映させ、「農」ある都市開発など近隣の農山村の町づくりとも融合した学研農山都市の開発こそが必要ではないかと考えます。

本町では早くから豊かな自然と茶畑に囲まれた「和束緑泉」での人生豊かな生きがいの持てるふるさと「茶源郷」を目指した町づくりを進めており、是非この機会に学研都市の奥座敷「茶源郷 和束」として「都市」と「農山村」がお互いに融合し、補完し合える新しい「農山都市」の構築をこの相楽地域で実現できればと考えています。さらにこの地域は日本の中心に位置していることから、今後将来に向かって日本の国が「瑞穂の国」として復活し、そして脈々と発展していくためにもその源流になればと考えています。

私は農山村の首長として、誠に僭越ながら、農山村の発展なくして日本の発展はないと考えておりますので、是非この機会に全国各地の農山村地域のそれぞれの特色を活かした町づくりに対し、更なるご理解とご尽力を賜れば大変幸せに思えます。